

松山市デジタル化推進方針について

松山市では、第6次松山市総合計画に描かれた将来都市像の実現に向け、全ての市民がデジタル化の恩恵を受けられる社会を実現できるよう、松山市情報化推進指針2019で、目指すべきビジョンを定めデジタル化を進めています。

その実行計画である情報化推進アクションプランに示す、デジタル化に関する取組みを、効率的、効果的に推し進めるため、個別計画を取りまとめた「松山市デジタル化推進方針」を策定しました。

1. 行政手続のオンライン化編

(1) 背景

国は、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、自治体に取り組むべき重点取組事項の一つで、「自治体の行政手続のオンライン化」を示しています。

また、新型コロナウイルス感染症の対策でも、非接触、非対面を原則に「新しい生活様式」に対応した形で行政サービスを提供していく必要があります。

(2) 目的

市民の利便性を高め、行政運営を簡素化、効率化し、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するなどの観点から、さらに行政手続のオンライン化を迅速で、効果的に進めます。

(3) 対象期間

令和4年度～令和7年度 ※「自治体DX推進計画」の対象期間と合わせました。

(4) 推進方針

- ① オンライン化可能な手続を原則オンライン化
- ② BPR（業務改革）の徹底
- ③ 汎用的な電子申請システムの利用

(5) 推進体制

高度情報化推進委員会内に設置した、DX推進専門部会で進捗管理します。

(6) 目標

令和3年に実施した調査の結果、全4131手続のうち、法律でオンライン化できないものや他団体との調整が必要なものなどを除き、オンライン化に着手できると考えられる手続が760あり、年次目標を設定します。

（年次目標はBPRの状況などを考慮し、適宜、適正化します）

そのほかの手続きは、法律でオンライン化できないものなどを除き、令和4年度に対応を検討します。

（単位:手続）

目標	R3年度までの実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
	オンライン化済 の手続数	129 *1	160	200	200	200

* 1) 令和3年12月1日現在

2. 業務系システム標準化編

(1) 背景

国は、「デジタル・ガバメント実行計画」を策定し、令和7年度末を目標に、国が整備する「ガバメントクラウド」上に、住民記録、地方税、福祉などのシステムを、標準仕様に準拠したシステムで移行することとしました。

また、国が示す手順書や補助金申請で、標準化計画が必要になります。

(2) 目的

基幹業務システムの標準化の基本方針やスケジュールなどを策定し、円滑にシステムを標準化します。

(3) 対象期間

令和4年度～令和7年度

※基幹業務システムに付属又は密接に連携するシステムは標準化後、約2年を想定

(4) 推進方針

- ① 調達方針について
- ② 基幹業務システムについて
- ③ 基幹業務システムと密接に連携するシステムについて
- ④ その他考慮すべき事項について

(5) 推進体制

システム管理課が支援、進捗管理を行い、高度情報化推進委員会へ報告します。

(6) スケジュール

標準準拠システムへの移行目標年度です。

令和5年度…住民基本台帳、印鑑登録

令和6年度…戸籍、戸籍附票、就学

令和7年度…選挙、国民年金、国民健康保険、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、介護保険、障がい者福祉、生活保護、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援、健康管理、後期高齢者医療